

## ◆下水道使用料の見直し及び下水道事業経営戦略の見直しについて

### 1. 下水道使用料の見直し

可児市の下水道事業は、公共下水道事業（以下「公共」とする。）については、平成6年、特定環境保全公共下水道事業（以下「特環」とする。）については、昭和63年から事業を行っていますが、事業開始以来、下水道使用料について見直しの検討を行っておりません。平成29年度からは、地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計方式による経理処理を行うようになり、より事業の透明性、健全性が問われています。

下水道使用料の見直しを検討するにあたっては、現行の下水道使用料による経営を行った場合の収益や施設の更新財源となる内部留保資金を予測し、将来の経営が成り立つかを見極める必要があります。

### 2. 下水道事業経営戦略の見直し

国は、地方公営企業の健全化策として地方公営企業法適用による地方公営企業会計方式の導入による経営状態の「見える化」を地方公営企業に求めるとともに、その経営方針、健全化に向けた取り組みを明確にするために経営戦略の策定を求めています。そのため、可児市下水道事業においても、平成28年度に「可児市下水道事業経営戦略」を策定し、経営の基本方針を定めるとともに、10年間の投資・財政計画を作成しています。しかし、この投資・財政計画は、地方公営企業会計導入前に作成されたものであり、地方公営企業会計による決算である平成29年度及び平成30年度決算をみると、資産の減価償却費や資産減耗費、一般会計負担金など見込数値と乖離しているものが見受けられる状況です。

この投資・財政計画を現在の収益、費用及び投資額の見込みにあわせて見直すことにより、下水道使用料の見直しの検討に活用することができます。

◆ 可児市下水道事業経営戦略策定フロー

